

基 山 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 7 年 3 月 4 日委員会会長は、委員を基山町役場 3 0 1 会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者 1 3 名 欠席者 1 名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	村 山 孔 治	出席	8	大 久 保 利 治	出席
2	松 野 孝 敏	出席	9	岸 勝 則	出席
3	寺 崎 和 美	出席	1 0	天 本 三 雄	出席
4	大 村 和 則	出席	1 1	平 野 守	出席
5	中 村 俊 夫	出席	園部	中 村 静 佳	出席
6	木 原 秀 樹	出席	宮浦	吉 田 猛	欠席
7	内 山 学	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本 会 の 書 記 尾 籠 優 也

審 議 事 項

- | | | |
|-------------|-------------------------------|-------|
| (1) 議案第 4 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請 | 1 件 |
| (2) 議案第 5 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請 | 2 件 |
| (3) 議案第 6 号 | 農業経営基盤強化促進法の規定による申出 | 2 7 件 |
| (4) 報告第 5 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出受理報告 | 1 件 |
| (5) 報告第 6 号 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理報告 | 7 件 |
| (6) その他 (1) | 地域計画の策定について | 1 件 |

審議開始 9 時 0 0 分

審議終了 1 2 時 0 0 分

令和7年3月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和7年第3回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、10番委員と1番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。議案第4号農地法第4条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号1番 朗読

この件につきましては、宅地の乗り入れ道路として農地を転用するものです。

申請理由につきましては、40年以上前から住居と耕作する畑への乗り入れ道路として利用していた当該地を正式に分筆し転用申請するもので、無断転用していたことについての顛末書が添付されています。

今回の申請地農地区分要件は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の、生産力の低い農地であることから、第2種農地「第2の1の(1)のカの(ア)」に該当し、許可基準は周辺の土地に立地することが困難な場合は許可し得る「第2の1の(1)のカの(イ)」に該当すると考えております。

場所は第6区丸林集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8番委員

顛末書も提出しており、道路が必要とされる土地であるため、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第4号1番について許可したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第4号1番は、全員一致で許可します。

次に、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請があったので許可をとめます。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第5号1番 朗読

この件につきましては、選果場及び駐車場として農地を転用するものです。

申請理由につきましては、イチゴの出荷作業に伴う選果作業スペース及び従業員の駐車スペースが必要になるため、農地の一部752㎡を転用し選果場及び駐車場としての利用を計画したものです。

今回の申請地農地区分要件は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地「第2の1の(1)のイの(ア)のa」に該当し、許可基準は、農業用施設「第2の1の(1)のイの(イ)のcの(a)」に該当すると考えております。

場所は第1区町営球場南側にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

申請者から地元に対して説明があったため、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第5号1番について許可したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第5号1番について、全員一致で決定します。

次に、議案第5号2番について、事務局より説明をお願いします。

また、9番委員に関する案件となりますので、審議の途中退室をお願いします。

9番委員退室

事務局 議案第5号2番 朗読

この件につきましては、宅地分譲用地として農地を転用するものです。

申請理由につきましては、倉野地区地区計画において近接する第一種中高層住居専用地域と一体的に住宅用地としての土地利用を図ることが決定された地区において宅地分譲用地としての利用を計画したものです。

今回の申請地農地区分要件は、水道管及び下水道管の2管が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設が存する区域内にある農地であることから、第3種農地「第2の1の(1)のエの(ア)のaの(a)」及び第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用に供する施設が連たんしていく区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が10ha未満であることから第2種農地「第2の1の(1)のオの(ア)のb」、許可基準は、第3種農地については、許可し得る「第2の1の(1)のエの(イ)」、第2種農地については周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る「第2の1の(1)のオの(イ)」に該当すると考えております。

場所は第6区酒井クリニック周辺にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

10番委員

以前より話のあった土地であり、双方が合意しているため問題ないと思われます。受け手は貯水槽を3ヶ所作る予定です。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第5号2番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第5号2番について、全員一致で決定します。

次に、議案第6号農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局より説明をお願いします。

9番委員入室

事務局 議案第6号1番 朗読

この件につきましては、契約期間満了に伴い、現在までの受け手が経営規模を縮小するために、新たな受け手と賃貸借権を設定するものです。賃借料は10a当たり水稻30kgです。期間は5年です。場所は、第2区柿の原地区付近にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

4番委員

借り手は機械を所持しているため、問題ないと思われます

議長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第6号1番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

議案第6号1番について、全員一致で決定します。

次に、議案第6号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第6号2番 朗読

この件につきましては、借り手の要望により賃貸借を設定するものです。

賃借料は10a当たり3,000円です。期間は5年です。場所は、第1区三ヶ敷集落付近にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

農地の集約化による賃貸借の設定なので、問題ないと思われます。借り手については、草刈り等の保全管理に関して相談したいと思います。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第6号2番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第6号2番について、全員一致で決定します。

次に、議案第6号3番について、事務局より説明をお願いします。

また、園部推進委員に関する案件となりますので、審議の途中退室をお願いします。

園部推進委員退室

事務局 議案第6号3番 朗読

この件につきましては、貸し手の高齢化により賃貸借を設定するものです。
賃借料は一筆当たり水稻60kgです。期間は5年です。場所は、第1区きやま高尾病院南側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

農地の集約化による賃貸借の設定なので、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第6号3番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第6号3番について、全員一致で決定します。

次に、議案第6号4番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第6号4番 朗読

この件につきましては、貸し手の経営規模縮小により賃貸借権を設定するものです。賃借料は一筆当たり水稻60kgです。期間は5年です。場所は、第1区きやま高尾病院南側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

農地の集約化による賃貸借の設定なので、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第6号4番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第6号4番について、全員一致で決定します。

次に、議案第6号5番について、事務局から説明をお願いします。

園部推進委員入室

事務局 議案第6号5番 朗読

この件につきましては、貸し手の高齢化により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第2区黒目牛集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3番委員

借り手は作付けをしているため、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第6号5番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 6 号 5 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第 6 号 6 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 6 号 6 番 朗読

この件につきましては、貸し手の要望により使用貸借権を設定するものです。
期間は 5 年です。場所は、第 2 区黒目牛集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

4 番委員

借り手は野菜の作付けはしているが水田は初めてなので、水の管理について指導を行ってもらいます。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 6 号 6 番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 6 号 6 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第 6 号 7 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 6 号 7 番 朗読

この件につきましては、貸し手の高齢化により使用貸借権を設定するものです。期間は 3 年です。場所は、第 1 区長谷川集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

園部推進委員

借り手は作付けしているため、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第6号7番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第6号7番について、全員一致で決定します。

次に、議案第6号8番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第6号8番 朗読

この件につきましては、貸し手の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第1区長谷川集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

園部推進委員

借り手は作付けしているため、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第6号8番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第6号8番について、全員一致で決定します。

次に、議案第6号9番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第6号9番 朗読

この件につきましては、貸し手の高齢化により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第2区園部IC西側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3 番委員

借り手は機械を持っているため、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 6 号 9 番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 6 号 9 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第 6 号 10 番について、事務局から説明をお願いします。

また、5 番委員に関する案件となりますので、審議の途中退室をお願いします。

5 番委員退室

事務局 議案第 6 号 10 番 朗読

この件につきましては、貸し手の高齢化により使用貸借権を設定するものです。期間は 5 年です。場所は、第 1 区牛逢地区付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

園部推進委員

借り手が草刈り等の管理を行うため、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 6 号 10 番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 6 号 1 0 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第 6 号 1 1 番について、事務局から説明をお願いします。

5 番委員入室

事務局 議案第 6 号 1 1 番 朗読

この件につきましては、貸し手の要望により使用貸借権を設定するものです。
期間は 3 年です。場所は、第 6 区清水ヶ浦地区付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8 番委員

借り手は作付けしているため、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 6 号 1 1 番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 6 号 1 1 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第 6 号 1 2 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 6 号 1 2 番 朗読

この件につきましては、契約期間満了に伴い、現在までの受け手が経営規模を縮小するために、新たな受け手と使用貸借権を設定するものです。期間は 5 年です。場所は、第 5 区大城集落区付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1 1 番委員

借り手は機械を持っているため、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第6号12番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第6号12番について、全員一致で決定します。

次に、議案第6号13番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第6号13番 朗読

この件につきましては、貸し手の高齢化により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第11区ドラックストアモリ南側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

5 番委員

借り手は作付けしているため、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第6号13番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第6号13番について、全員一致で決定します。

次に、次に、議案第6号14番から27番については再設定ですので朗読は省略します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第6号14番から27番

14番につきましては、貸し手の高齢化のため賃貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料は二筆で水稻60kgです。場所は、第1区大昭和紙工産業西側付近にある圃場です。

15番につきましては、貸し手の高齢化のため賃貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料は1筆あたり水稻90kgです。場所は、第1区きやま高尾病院南側付近にある圃場です。

16番につきましては、貸し手の要望のため賃貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は10aあたり水稻15kgです。場所は、第1区きやま高尾病院西側付近にある圃場です。

17番につきましては、貸し手の要望のため賃貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は10aあたり水稻15kgです。場所は、第1区三ヶ敷集落付近にある圃場です。

18番につきましては、貸し手が遠方にいるために賃貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は10aあたり水稻15kgです。場所は第1区馬場集落付近にある圃場です。

19番につきましては、貸し手が遠方にいるために賃貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は10aあたり水稻15kgです。場所は第1区馬場集落付近にある圃場及び井手運送南側付近にある圃場です。

20番につきましては、貸し手の経営規模の縮小ため賃貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は10aあたり水稻30kgです。場所は第2区黒目牛集落付近にある圃場です。

21番につきましては、貸し手の要望により賃貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は10aあたり水稻30kgです。場所は第3区玉虫交差点西側付近にある圃場です。

22番につきましては、貸し手の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は1年です。場所は第1区正応寺IC西側付近にある圃場です。

23番につきましては、貸し手の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は第1区牛逢地区付近にある圃場です。

24番につきましては、貸し手の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は第1区園部団地南側付近にある圃場です。

25番につきましては、貸し手の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は第6区基山総合公園北側にある圃場です。

26番につきましては、貸し手の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は第6区池の坂集落付近にある圃場です。

27番につきましては、貸し手の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は第7区長原集落付近にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

14番から19番については、更新なので、問題ないと思われます。

4番委員

20番については、更新なので、問題ないと思われます。

5番委員

21番については、更新なので、問題ないと思われます。

2番委員

22番から24番については、更新なので、問題ないと思われます。

8番委員

25番から26番については、更新なので、問題ないと思われます。

1番委員

27番については、更新なので、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 6 号 1 4 番から 2 7 番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 6 号 1 4 番から 2 7 番について、全員一致で決定します。

次に、報告第 5 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の相続について届出があったので受理したことを報告します。事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第 5 号 1 番 朗読

この件につきましては、申請人の相続により農地を取得するものです。

届出を受理し受理通知書を交付します。場所は第 6 区南陣屋地区付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

6 番委員

個人で養蜂をしているので、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。意見がないようですので報告第 5 号 1 番を終わります。次に、報告第 6 号農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知があったので、受理したことを報告します。事務局より説明をお願いします。

事務局 報告 6 号 1 番 朗読

この件につきましては、別の農家に貸すために解約の申し出がありましたので届出を受理し受理通知書を交付します。場所は、第 1 区きやま高尾病院南側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第6号1番を終わります。

次に報告第6号2番について事務局から説明をお願いします。

事務局 報告6号2番 朗読

この件につきましては、借り人の高齢化により解約の申し出がありましたので届出を受理し受理通知書を交付します。場所は第4区仁蓮寺集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第6号2番を終わります。

次に報告第6号3番について事務局から説明をお願いします。

事務局 報告6号3番 朗読

この件につきましては、農地を転用するために解約の申し出がありましたので届出を受理し受理通知書を交付します。場所は、第6区若基小学校南側にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第6号3番を終わります。

次に報告第6号3番について事務局から説明をお願いします。

事務局 報告6号4番 朗読

この件につきましては、別の農家に貸すために解約の申し出がありましたので届出を受理し受理通知書を交付します。場所は、第1区三ヶ敷集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第6号4番を終わります。

次に報告第6号5番について事務局から説明をお願いします。

事務局 報告 6 号 5 番 朗読

この件につきましては、別の農家に貸すために解約の申し出がありましたので届出を受理し受理通知書を交付します。場所は、第 1 区長谷川集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第 6 号 5 番を終わります。

次に報告第 6 号 6 番について事務局から説明をお願いします。

事務局 報告 6 号 6 番 朗読

この件につきましては、別の農家に貸すために解約の申し出がありましたので届出を受理し受理通知書を交付します。場所は、第 1 区長谷川集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第 6 号 6 番を終わります。

次に報告第 6 号 7 番について事務局から説明をお願いします。

事務局 報告 6 号 7 番 朗読

この件につきましては、農地を転用するために解約の申し出がありましたので届出を受理し受理通知書を交付します。場所は、第 6 区若基小学校南側にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第 6 号 6 番を終わります。

次にその他（１）地域計画の策定について事務局から説明をお願いします。

事務局 その他（１）

この件につきましては、「協議の場」の結果を踏まえた地域計画（案）について農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定により、関係者からの意見を徴収するものです。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

6 番委員

中山間地の鳥獣被害について、トタンを活用することができないか考えていきたいです。

2 番委員

高齢化による負担が増えている現状、グループでの活動が必要となります。組織的な支援及びグループの育成を行えないか考えたいです。

議 長

ほかに意見はありませんか。意見がないようですのでその他（１）を終わります。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和7年3月4日

署名人

議 長

委 員

委 員